

一般社団法人 熊本県学校厚生会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 熊本県学校厚生会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県宇土市新町2丁目9番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、熊本県下の学校に勤務する教職員及び退職者の生活の安定と福利向上を図り、もって熊本県の教育振興に貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 教職員の福利厚生
 - (2) 教育振興への貢献
 - (3) 損害保険代理業務
 - (4) 生命保険の募集に関する業務
 - (5) 前記各号に付帯する一切の事業
-

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び構成員

(入社)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 贊助会員 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人、法人又は団体
- 2 前項の(1)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
なお、本定款上「会員」は前項の(1)(2)双方を含み、「社員」は前項の(1)を指すものとする。
- 3 会員となるには当法人所定の様式により申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に對して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地または理事会により決定した場所において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(員数)

第17条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。但し、会長は置かないこともできるものとする。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事または監事は、辞任又は任期満了後において、定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(会長・理事長・副理事長・専務理事の選出及び職務権限)

第20条 会長・理事長・副理事長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 2 代表理事（理事長及び専務理事）は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、当法人の業務を統括し、執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 会長は、理事長の求めに応じて、時機に応じたアドバイスを行う。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の報酬等)

第22条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間ににおける当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、役員の一般法人法第114条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(職務)

第26条 理事会は次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、理事長、副理事長、専務理事の選任

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは他の理事が招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第9章 附 則

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、別に定める本法人規定の他はすべて一般法人法その他の法令によるものとする。

【経過措置】

本定款は2021年10月16日から施行するものとする。